

変更公告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣
(公印省略)

中会公告第H301号(令和7年2月26日)「陸自システムネットワーク管理システムの検証に関する回線サービスの借上」を下記のとおり変更する。

記

1. 変更事項

- (1) 公告の表題を「陸自システムネットワーク管理システムの検証に関する回線サービスの借上」から「陸自システムネットワーク管理システムに関する回線サービスの借上」に変更する。
- (2) 別添のとおり仕様書を変更する。

2. 連絡先

中央会計隊契約科第3契約班 岡村
TEL:03-3268-3111 内線47557
FAX:03-5269-5135

調達要求番号：5L9Z1A01001、5L9Z1C01001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
陸自システムネットワーク管理システムに関する回線サービスの借上		陸幕指通-C-Z000063E	
	防衛大臣承認	令和	年 月 日
	作 成	令和4年	12月 5日
	変 更	令和7年	3月 4日
作成部隊等名	陸上幕僚監部 指揮通信システム・情報部		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸自システムネットワーク管理システム（以下、「陸自SNMS」という。）に関する回線サービスの借上（以下、「本役務」という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1 SNMS

SNMSとは、システム・ネットワークマネジメントシステム（System Network Management System）の略語であり、陸自クローズ系クラウド基盤と連携し、固定系から野外系に存在するあらゆるシステム、ネットワークの監視、制御、認証などの各種機能をもち、一元的に管理するシステムをいう。

1.2.2 LTE回線

LTEとは、Long Term Evolution の略であり、第3世代携帯電話（3G）の拡張版であるデータ通信をさらに高速化した通信規格の1つを指し、この通信規格に基づく通信回線をいう。

1.2.3

SIMカード

Subscriber Identity Module Card の略であり、LTE通信を確立するために加入者を特定するためのID番号などが記録されたICチップが内蔵されたカードをいう。

1.2.4 IMEI番号

モバイル通信端末に付与される識別番号（製造業者・機種・生産国・シリアル番号・チェックディジットを表す15桁の数字からなる）をいう。

1.2.5 陸自GW

陸自GWとは陸自ゲートウェイの略語であり、SNMSと連携し、民間モバイル通信網とSNMSをつなぐシステムのことをいう。

1.3 引用文書等引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、この仕様書と引用文書が異なる場合は、この仕様書の規定を優先する。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

HS-X508110 陸自システムネットワーク管理システムに関する回線構成役務

b) 法令等

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）〔防装庁（事）第3号（31.1.9）〕

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）〔装ブ武第188号（31.1.9）〕

取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）〔防調第4608号（19.4.27）〕

デジタルガバメント推進標準ガイドライン「内閣官房情報通信技術（IT）戦略室総務省行政管理局（30.3.30）」

2 役務に関する要求

2.1 一般要求事項

a) 陸自SNMSを実施するために必要な部外回線の借上とする。

b) 本役務に含まれる機器は、「情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）」及び「情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）」に基づき、本装置のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込みなどが行われるリスクへの対策などが可能な製品とする。

なお、細部は陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課（以下「指揮通信システム課」という。）の要求を満足しつつ、陸上自衛隊で構成する通信システムの要求とも整合させる。

2.2 借上回線の構成

借上回線の構成は、次による。

a) 本回線は、陸上自衛隊が保有するモバイル通信端末から、陸上自衛隊市ヶ谷駐屯地B棟（以下、「市ヶ谷局」という。）を結ぶまでの通信回線サービスの提供とする。

b) 2.2a)に示す区間の通信回線は、LTE 通信回線サービスとアクセス回線サービスによって構成される。また、契約の相手方の保守拠点から市ヶ谷局内に設置する装置の保守を行うための通信回線として保守用回線の構成に含む。各回線サービスの責任分界は、別紙に示す通りとする。

2.3 データ通信要件

データ通信要件は、次による。

- a) モバイル通信端末間のデータ通信を可能とする。
- b) モバイル通信端末と市ヶ谷局とのデータ通信を可能とする。
- c) R7.3.1以降は陸自GWを通過したデータ通信を可能とする。

2.4 責任分界点

責任分界点は、次による。

- a) モバイル通信端末側は、LTE 通信回線サービスとして借上される SIM カードまでとする。
- b) 市ヶ谷局側は、アクセス回線サービスとして借上される市ヶ谷局内に設置する装置までとする。

2.5 借上回線の技術仕様に関する要求

2.5.1 LTE 通信回線サービスの要求

LTE 通信回線サービスの要求は、次による。

- a) LTE 通信用の SIM カードで、項 2.5.2 への接続を可能とする。
- b) 令和7年4月1日～令和7年12月31日
2GB×4368 回線の総量 8736GB/月のデータ通信を可能とする。
この時、陸自GWを介したデータ通信ができるものとする。
総量 8736GB/月を超過した場合、契約相手方の指定する通信料金が別途発生しても差し支えないが、通信速度を制限してはならない。
- c) 令和8年1月1日～令和8年3月31日
2GB×5888 回線の総量 11776GB/月のデータ通信を可能とする。
この時、陸自GWを介したデータ通信ができるものとする。
総量 11776GB/月を超過した場合、契約相手方の指定する通信料金が別途発生しても差し支えないが、通信速度を制限してはならない。
- d) サービス開始時に指揮通信システム課が運用するモバイル通信端末で利用できる状態の SIM カードの提供を行う。
- e) 本サービス終了後は、SIM カード提供事業者への SIM カードの返納は不要とする。

2.5.2 アクセス回線サービスに関する要求

アクセス回線サービスに関する要求は、陸自GWを利用することとする。

サービス提供方式は以下とする。

- a) 最大1Gbpsの閉域帯域保証型サービスとする。
- b) LTE回線設備から陸自SNMS及び陸自クローズド系NWを結ぶ装置を含む。

2.5.3 回線借上期間

回線借上期間は、令和7年4月1日～令和8年3月31日とし、借上は表1による。

表1-借上

項目	数量	プラン	特記事項
LTE 通信回線サービス	4368 回線	パケット量 2GB/ 回線	令和7年4月～令和7年12月 2.5.1の要件による
LTE 通信回線サービス	5888 回線	パケット量 2GB/ 回線	令和8年1月～令和8年3月 2.5.1の要件による
アクセス回線サービス	8回線	最大1Gbpsの閉域 帯域保証型及び装 置	2.5.2の要件による 設置場所：市ヶ谷B棟
保守回線用サービス	2回線	最大10Mbpsの閉域 帯域保証型及び装 置	2.5.2の要件による

3 質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等（以下、「担当官」という。）の定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 サービスレベルの要求

サービスレベルの要求は、次による。

- a) 本回線は、契約相手方がカタログサービスで提供している回線契約約款のサービスレベルを遵守し、LTE 通信回線サービスからアクセス回線サービスまでの提供とする。
 なお、次項 4.1b)で規定する内容の保守運用体制を契約相手方で確保し、保守運用書により指揮通信システム課に承諾を受けなければならない。保守用回線についても契約相手方がカタログサービスで提供している回線契約約款のサービスレベルを遵守する。
- b) 障害サポート等の受付窓口を24時間365日契約相手方で設置すること。また、回線サービスの保守監視用に利用するSIMカードについては、契約相手方での運用・保管を可能とし、契約相手方で発行手数料・利用料を負担する。障害サポート範囲については官側との協議とする。
- c) SIMカードの紛失や故障の際は、新たなSIMカードの提供を可能とする。
 なお、発行手数料などは、原則官側で負担するものとする。

4.2 契約の相手方の条件

- a) 契約相手方は、本社所在地が日本国であり、国内法が適用されること。
- b) 契約相手方は、災害対策基本法及び武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律において、指定公共機関であること。
- c) 契約相手方は、災害時の重要施設に係る情報共有について石油連盟との覚書の協定を

締結していること。

- d) 契約相手方は、企業において取り扱う個人情報を適切に保護するためにプライバシーマーク認証を自社で取得していること。
- e) 入札前までに上記a)～d)を確認できる資料を提出し、官側に確認を受けること。

4.3 提出書類等

提出書類等は表 2 により、細部は指揮通信システム課との調整による。

なお、提出書類等は指揮通信システム課の確認を受けた後の提出とし、当該電子記憶媒体は、提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを行う。

表 2-提出書類等

番号	提出書類等	提出形態	数量	提出時期	提出先
1	作業計画書	A 4 紙媒体	1 部	契約締結後速やかに	指揮通信システム課 (市ヶ谷)
2	陸自GW用SIMカード	商習慣による	4368枚	令和7年4月1日	
3	陸自GW用SIMカード	商慣習による	1520枚	令和8年1月1日	
4	保守運用書	電子記憶媒体 又は紙媒体	1 式	借上期間1ヶ月前までに	
5	作業報告書 (日報)		1 式	作業終了後速やかに	
注記 「作業計画書」及び「作業報告書(日報)」については、契約相手方が前回と同一である場合は提出を要さない。					

4.4 秘密保全

秘密保全は次による。

- a) 契約の相手方は、本役務に係る物件、文書などで「注意」又は「部内限り」に指定されたものの取扱いは「取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて(通達)」により、その扱いには万全の注意を払わなければならない。
- b) 契約の相手方は、本役務の履行により直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、それらの部外への利用、公表等を防衛省の許可なく行ってはならない。本役務履行後も同様とする。

4.5 官側の支援

本役務契約履行に必要な事項で、特にモバイル通信端末側の不具合やトラブルについては、官側より機器販売元へ確認する。

4.6 不具合等の処理

本役務の履行に当たり不具合などが発生した場合は、速やかに担当官へ報告し、指示を受けなければならない。

4.7. 仕様書に関する疑義

この仕様書に疑義は、GLT - CG - Z000001 の 8.3 による。

